

令和5年6月30日

陳 情 文 書 表

建設・企業常任委員会

陳情番号	1	付議年月日	5 . 5 . 1 1
件名	逗子市久木5丁目付近の県道205号線の歩道の拡幅の陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	逗子市久木9-4-29 佐藤周防		
<p>1 陳情の背景</p> <p>陳情場所での県道205号線は2車線道路です。</p> <p>片側にしかない歩道は線路の反対側に民家やマンションなどに接する形で設置されています。この歩道は、一部区間で幅が狭く歩行者はすれ違うのに難儀いたします。</p> <p>普段は、すれ違う際に一方がガードレール側に体を寄せて退避するか、すれ違いを見越して、初めから一方がガードレールの外側を歩く、という方法で通行している利用者が多いと思われます。</p> <p>一方で、陳情場所での横須賀線の軌道道床は道路面より2mほど高く、碎石は道路に向けてのり法面をなして、その法面は道路面から高さ1mほどのところで擁壁によって切られ、崩落を抑える形となっております。擁壁の位置は、鉄道架線の支持構造物の支柱から1mほどのところにあります。</p> <p>2 陳情の要旨</p> <p>陳情場所での歩道を50cmでも拡幅していただきたいです。</p> <p>それにより歩行者の通行が快適で安全になるかと考えます。</p> <p>案として、当該場所において横須賀線の軌道道床を抑える擁壁を鉄道の架線支持支柱側へ移動することで1mほど車道を線路側にずらし、歩道の幅を拡幅するという形ができそうに思われます。</p> <p>上記案は例で、実際の対策はどのような形でも構いません。</p> <p>当該歩道の利便性と通行者の安全のために拡幅を陳情いたします。</p> <p>ご検討いただければ幸いです。</p>			

陳情番号	5	付議年月日	5 . 6 . 1 6
件名	区画整理事業並びに新駅設置事業に関する協定について県議会の議決が必要だったか否かの検証を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	鎌倉市扇ガ谷4丁目6番6号 岩田 薫		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>区画整理事業並びに新駅設置事業に関する協定について、地方自治法に基づく県議会の承認が必要と考えるが、それを行わなかったことについて、検証するよう県議会に求める。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>神奈川県は、令和3年3月30日、藤沢市、鎌倉市、独立行政法人都市再生機構と「村岡・深沢まちづくりに関する基本協定」を締結している。これは、藤沢市村岡地区と鎌倉市深沢地区の区画整理事業に関して、それぞれの役割を定めたものである。また、神奈川県は、令和3年2月8日、藤沢市、鎌倉市、東日本旅客鉄道株式会社と「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日、「JR東海道本線大船駅と藤沢駅間における村岡新駅（仮称）の設置及び自由通路整備に関する基本協定」を締結している。こちらは、新駅の基本設計及び工事の施行に関する費用の負担割合を定めた内容のものである。これらの「協定書」「覚書」の締結は県議会に報告されたが、議決を経ていない。地方自治法は、第252条の2第1項に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の事務の処理に当たっての当該普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約（『連携協約』という）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。」と定めている。同252条の2第2項は「普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣…に届け出なければならない。」とある。同3項は「第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定している。神奈川県は、前記の「新駅設置の協定」「同覚書」の締結に関して、議会へは建設・企業常任委員会での報告をただけで、議決を経ていない。「まちづくりの協定」は議会への報告もしていない。さらに「新駅設置の協定」「覚書」「まちづくりの協定」とも告示行為はしておらず、大臣への届け出もしていない。県の都市計画課では「任意の協定」なのでこれらの行為は必要なく、議決も必要ないとの見解である。果たしてそれで良いのか、議会として検証するよう求める次第である。</p> <p>前記の「新駅設置の協定」「覚書」は、予算の執行を伴うものである。神奈川県は新駅設置の費用約150億円の30.0%である約45億円を負担することになる。「まちづくりの協定」は県の関わりについて「監督権限」のみで予算の負担は定めていないが、少なくとも「新駅設置の協定」「覚</p>			

書」は予算の執行を伴うものであるから、議会の承認が必要ではないかと考える。地方自治法第252条の2の2第1項は共同して普通地方公共団体が事務を管理、執行する際に「協議会」を設置できるとしている。前出の「新駅設置の協定」「覚書」「まちづくりの協定」に関しては「協議会」を設置している。同条2の2第2項には協議会においても「告示」「大臣への届け出」の必要性を定め、第3項には「議会の議決を経なければならない」との規定があるが、いずれも行っていない。県議会としてこの手続きで良かったのか、検証するよう求めるものである。